

令和元年度第5回県政参画電子アンケート
「鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の改正」に関するアンケート
結果概要

1 調査概要

- テーマ 「鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の改正」に関するアンケート
- 実施期間 令和元年7月26日(金)～8月5日(月)
- 対象 県政参画電子アンケート会員 660名
- 回答数 502名(回答率 76.1%)

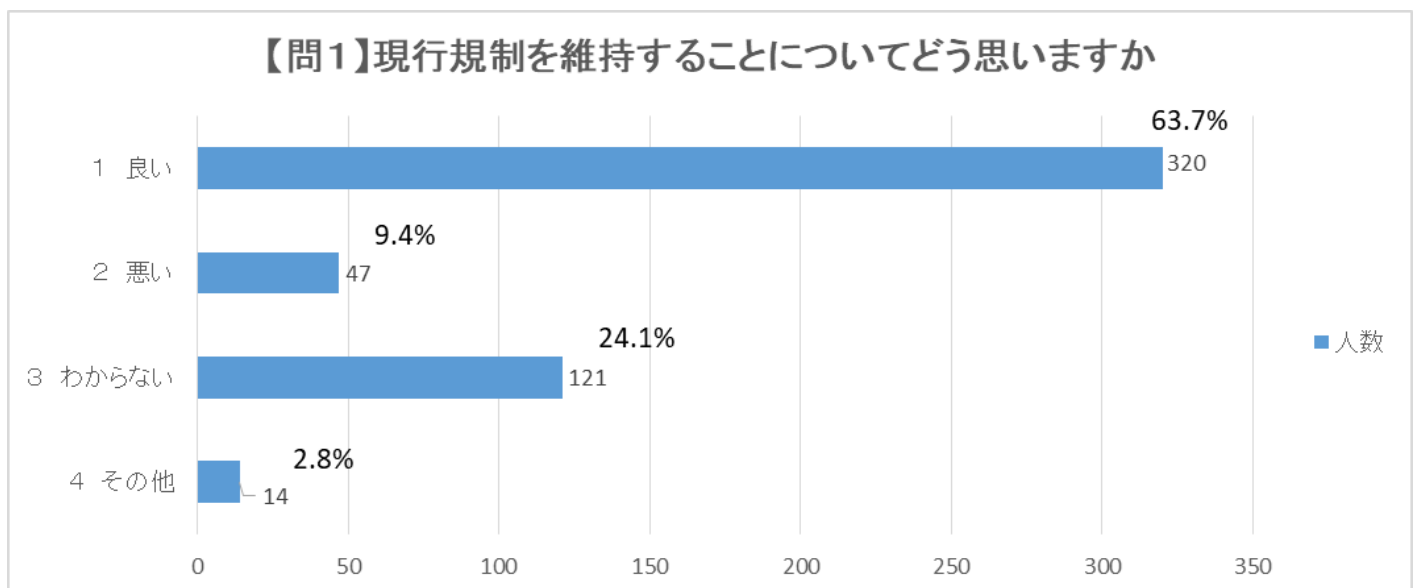
2 目的・概要

県では、公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対して健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を、低廉な家賃で提供することを目的とした「鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例」を定めています。

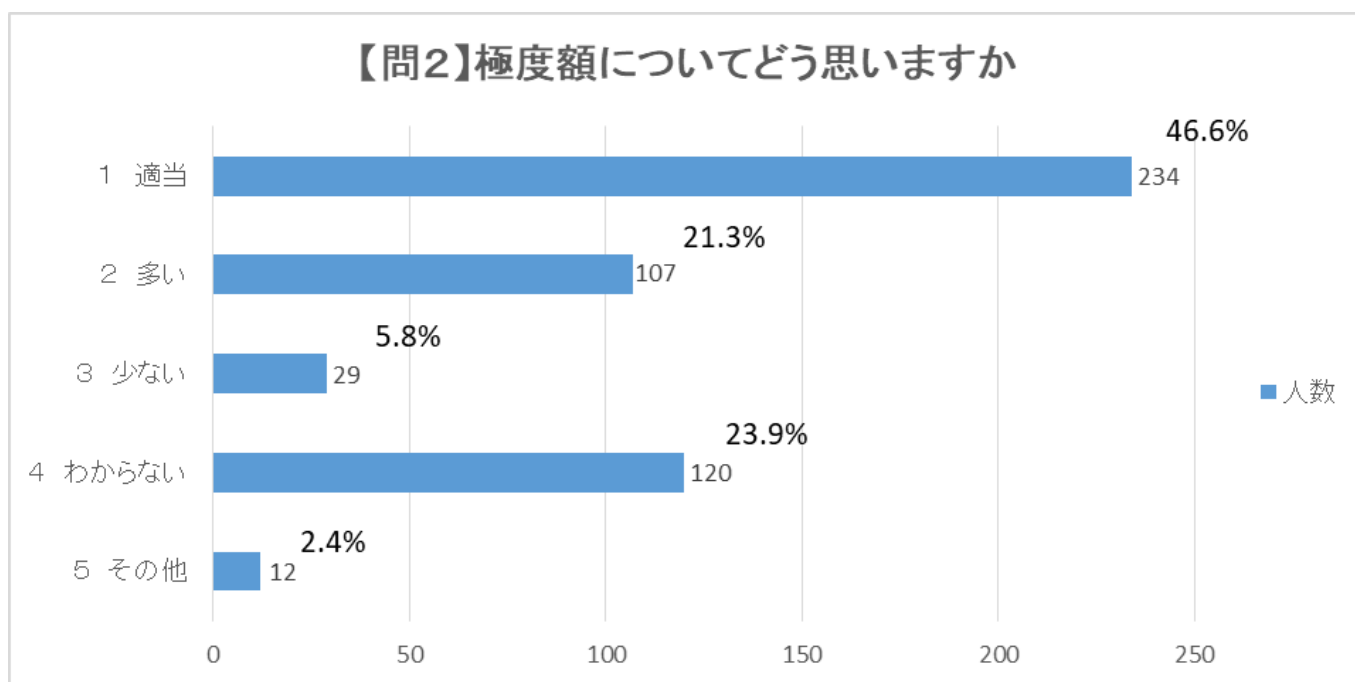
この度、平成29年の「民法の一部を改正する法律」により債権関係の規定の見直しが行われ、個人根保証契約に極度額の設定が必要となるとともに(令和2年4月施行)、近年、身寄りのなり単身高齢者等が増加していることなどを踏まえ、公営住宅への入居に際して保証人の確保が困難となることが懸念されることから、現在、県営住宅の入居要件としている連帯保証人制度の見直しを行うこととしています。

については、この見直しに対する県民の皆様のご意見をお寄せください。

【問1】 県営住宅の入居に際し、連帯保証人1名を要する現行制度を維持することについてどう思いますか。



【問2】民法の一部改正に伴い連帯保証人が保証する極度額を設定することとなります。この極度額を、入居時の家賃(減免対象の方は減免前の家賃)6月分相当とすることについてどう思いますか。



【問3】連帯保証人の確保ができない入居決定者について、家賃債務保証業者による債務保証を認め、家賃債務保証契約を引き受けてもらえない場合は連帯保証人を免除することについてどう思いますか。

